

三次市教育委員会議案第 5 2 号

三次市立図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

平成 2 2 年 3 月 3 0 日提出

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市立図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則 (案)

三次市立図書館設置及び管理条例施行規則(平成 1 6 年三次市教育委員会規則第 2 7 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条から第 6 条までを削り、第 7 条ただし書中「, 三次市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「, 三次市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 1 6 年三次市条例第 2 9 9 号)第 3 条の規定により指定する団体(以下「指定管理者」という。)」に改め、「認めたときは, 」の次に「あらかじめ教育委員会の承認を得て」を加え、同条を第 3 条とする。

第 8 条ただし書中「, 教育委員会」を「, 指定管理者」に改め、「認めたときは, 」の次に「あらかじめ教育委員会の承認を得て」を加え、同条を第 4 条とする。

第 9 条を削り、第 1 0 条第 5 号中「, 館長」を「, 指定管理者」に改め、同条を第 5 条とする。

第 1 1 条中「館長」を「指定管理者」に改め、同条を第 6 条とする。

第12条各号列記以外の部分及び同条第4号中「館長」を「指定管理者」に改め、同条を第7条とする。

第13条第2項中「館長」を「指定管理者」に改め、同条を第8条とする。

第14条を第9条とし、第15条を第10条とし、第16条を第11条とする。

第17条第1項及び第2項各号列記以外の部分中「館長」を「指定管理者」に改め、同条を第12条とする。

第18条第3項中「，館長」を「，指定管理者」に改め、同条を第13条とする。

第19条第1項中「第13条」を「第5条」に改め、同条第3項中「，館長」を「，指定管理者」に改め、同条を第14条とする。

第20条を削り、第21条を第15条とし、第22条から第24条までを6条ずつ繰り上げる。

別表第1中

「

別表第1（第7条関係）

」を

「

別表第1（第3条関係）

」に改める。

別表第2中

「

別表第2（第8条関係）

」を

「

別表第2（第4条関係）

」に改める。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号 略

様式第2号 略

様式第3号 略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 2 2 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の三次市立図書館設置及び管理条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の三次市立図書館設置及び管理条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。